

事業者は、本事業のネーミングライツについて、以下を踏まえ、市と協議のうえで、設定を行うことができる。

### 1. ネーミングライツの趣旨

ネーミングライツは、市の保有する公共施設等の名称に、契約により企業名や商品名などを冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価を得ることにより、施設の安定的運営と魅力向上を図るものである。

### 2. 本事業におけるネーミングライツの概要

本事業においてネーミングライツを導入することにより、豊橋公園の魅力や利用者のサービスの向上を図り、本事業の収益性の向上並びに市の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

ネーミングライツパートナーの選定及び契約の締結は、市と協議のうえで、本事業の自主事業として事業者が自ら実施するものとする。

なお、本事業のネーミングライツ導入後は、本事業のホームページや広報印刷物などにおいて愛称が使用されるが、条例上の施設名称については変更をせず、市において必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとする。

### 3. ネーミングライツの対象

本事業のネーミングライツ設定については、本事業の多目的屋内施設（要求水準書第1.2.（7）本事業の対象となる施設参照）を対象とする。事業者からの提案に基づき、市と協議のうえで、ネーミングライツ導入を決定するものとする。

### 4. ネーミングライツパートナーの要件

以下のいずれかに該当する法人等については、本事業におけるネーミングライツパートナーとしても選定することはできないものとする。

- （1）公序良俗に反する事業を行う団体
- （2）政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- （4）豊橋市広告掲載基準第2条に規定する業種又は事業者
- （5）その他、市のネーミングライツパートナーとして不相当と認められる団体

### 5. 愛称の要件

ネーミングライツにより付与する愛称は、市民や施設利用者にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とする。また、以下のいずれかに該当するものは愛称として付与することができないものとする。

- （1）法令、規則等に違反するもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他愛称として適当でないと市が認めるもの

## 6. ネーミングライツの期間

本事業のネーミングライツの期間については、愛称の認知度の定着や利用者の利便性を考慮し、原則として5年以上とし、事業者はより長期の期間の設定に努めるものとする。

なお、利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツの期間内において、愛称の変更はできないものとする。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合には、事業者と市とで協議のうえ、その可否を決定するものとする。

## 7. ネーミングライツに係る対価

本事業では、事業者による安定的な事業経営や魅力的なサービス提供を図る観点から、ネーミングライツに係る対価を事業者が収受するものとする。

ネーミングライツに係る対価の金額については、特に条件を設けないものとする。

## 8. ネーミングライツの契約

事業者とネーミングライツパートナーにおいて、ネーミングライツ設定の契約を締結する。なお、ネーミングライツ設定に係る費用については、事業者及びネーミングライツパートナーによるものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

## 9. ネーミングライツの契約の解除

市と事業者との間で締結する特定事業契約が解除その他の理由で終了した場合には、ネーミングライツも特定事業契約の終了と同時に無条件で終了するものとし、市は何らの責任を負担しないものとする。

また、事業者は、ネーミングライツパートナーの選定後にネーミングライツパートナーが「4. ネーミングライツパートナーの要件」の各号に該当する、又は該当することが明らかになった場合、契約を取り消し、又は解除することができるものとする。

また、ネーミングライツパートナーの社会的信用を損なう行為等により対象となる施設のイメージが損なわれた、又は損なわれるおそれがある場合等、市又は事業者が当該ネーミングライツパートナーを適当でないと認める場合には、市と事業者とで協議するものとし、市が要請した場合には、事業者は当該ネーミングライツパートナーとの契約を取り消し、又は解除するものとする。